

< 参考 > 「奈良県女性の輝き・活躍促進計画 (第3次奈良県男女共同参画計画)」 概要

計画期間 2016年(平成28年)度～2020年(平成32年)度
計画の性格
 ・男女共同参画社会基本法(第14条)及び奈良県男女共同参画推進条例(第9条)に基づく法定計画
 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画として位置づけ
 ・奈良県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、県・市町村・企業、県民・民間団体等が主体的に取り組み、総合的に推進

- 計画の基本理念** (二奈良県男女共同参画推進条例の基本理念)
- ◆ 男女の人権の尊重
 - ◆ 社会における制度または慣行の配慮
 - ◆ 方針の立案・決定の場への共同参画
 - ◆ 家庭生活その他の社会生活へ男女が共にかかわること
 - ◆ 国際社会における取組を勘案した推進

計画の基本的な考え方

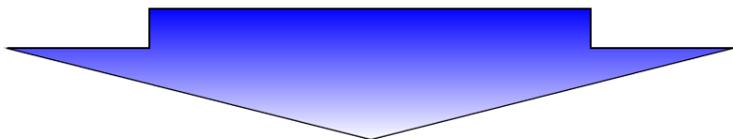
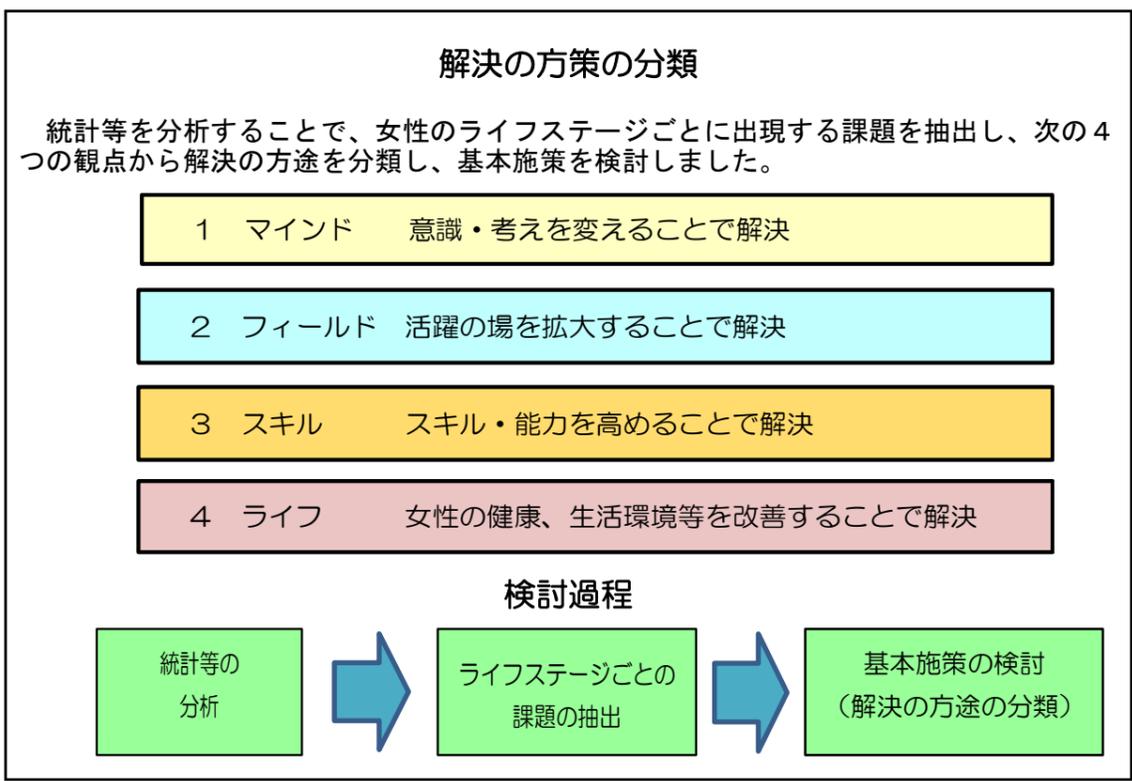
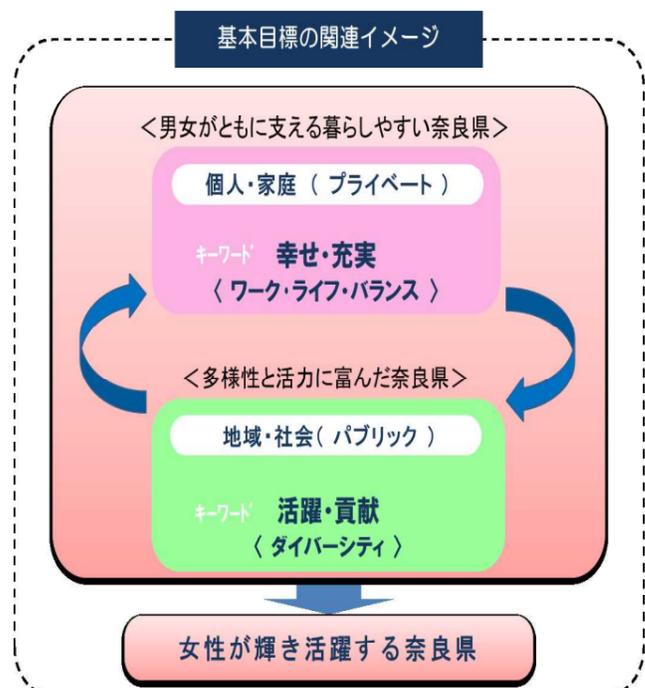
基本目標

「男女がともに支える暮らしやすい奈良県」を目指す

- ◆ 男女ともに経済的な自立と働き方の見直しにより、仕事と生活の調和が推進され、充実した人生を送ることができる
- ◆ 男性の家事・育児・介護への参画により、女性の社会参画が促進される
- ◆ 柔軟な働き方等による就労継続・再就職により、男女ともに能力を発揮できる
- ◆ 男女の人権が尊重される

「多様性と活かに富んだ奈良県」を目指す

- ◆ 女性の参画・登用が進むことで、選択肢が多様となり多様な価値観が実現される
- ◆ 女性の能力、視点が活かされることで、新たな価値や需要が創出され、地域・経済が活性化する



**男女ともにライフステージの各段階
多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会の実現**